【令和8年5月11日施行版】

作 業 基 準

平成25年10月1日

株式会社こうべ未来都市機構

目　次

第１章　　目　的

第２章　　作業体制

第３章　　危険物等の取扱い

第４章　　乗下船作業

第５章　　旅客の遵守事項等の周知

第１章　目　的

（目的）

第１条　この基準は、安全管理規程に基づき、神戸空港～関西空港航路の作業に関する基準を明確にし、もって輸送に関連する作業の安全を確保することを目的とする。

第２章　作業体制

（作業体制）

第２条　陸上作業員及び船内作業員の配置は、次の区分による。

(1) 陸上作業

①　乗下船する旅客の誘導　　旅客誘導係（1人）

②　船舶の離着岸時の綱取り、綱放し　　綱取係（1人）

(2) 船内作業

①　乗下船する旅客の誘導・・・・・・・・・　旅客誘導係（2人）

２　乗組員以外の者が、船内で作業に従事する場合は、船内作業指揮者の指揮を受けるものとする。

３　陸上作業指揮者及び船内作業指揮者は、作業現場にあっては、腕章等の所定の標識をつけ、その所在を明確にしておくものとする。

（陸上作業指揮者の所掌）

第３条　陸上作業指揮者は、運航管理者又は運航管理補助者の命を受け、陸上作業員を指揮して陸上における次の作業を実施する。

(1) 乗船待機中の旅客の整理

(2) 乗下船する旅客の誘導

(3) 船舶の離着岸時の綱取り、綱放しの操作

(4) その他旅客の乗下船に関する作業

（船内作業指揮者の所掌）

第４条　船内作業指揮者は、船長の命を受け、船内作業員を指揮して船舶上における次の作業を行う。

(1) 旅客の乗下船時の誘導

(2) 船舶の離着岸時における旅客乗降用施設の操作

(3) その他旅客の乗下船に関する作業

第３章　危険物等の取扱い

（危険物等の取扱い）

第５条　危険物の取扱いは、運航管理者の指示に従い、危険物船舶運送及び貯蔵規則等関係法令の定めるところにより行うものとする。

２　刀剣、銃器、兵器その他旅客の安全を害するおそれのある物品の取扱いについては、運航管理者の指示に従い、運送を拒絶するか又は一定の条件をつけて運送を引き受けるものとする。ただし、原則として船室に持ち込むことは拒絶しなければならない。

３　陸上作業指揮者又は船内作業指揮者は、旅客の手荷物及び小荷物、その他の物品が前２項の危険物等に該当するおそれがあると認めるときは、運航管理者又は船長の指示を受けて運送申込人の立会いのもとに点検し必要な措置を講ずるものとする。

４　船長及び陸上作業指揮者は前３項の措置を講じたときは、その状況を運航管理者に報告するものとする。

第４章　乗下船作業

（乗船待ち旅客の整理）

第６条　旅客誘導係りは、乗船待ち旅客等が、船舶の離着桟作業により危害を受けない様、待合所等、所定の場所を整理し待機させる。

（乗船準備作業）

第７条　船内作業指揮者(船長)は、船内作業員と陸上作業指揮者及び陸上作業員と、旅客の乗船が、出港定刻までに余裕を持って完了するよう打ち合わせを行い、身体障害者が乗船する場合、優先的に乗船できるよう、余裕を持って乗船作業開始時刻を決定各作業員に周知する。原則として離桟 5 分前から乗船作業を開始する。

２　身体障害者の乗船作業（車椅子固定装置、バリアフリー席への誘導等）は、船内作業員と陸上作業員が協力して行う。

３　船内作業指揮者(船長)は、ランプドアーが確実に設置されていることを確認した後、陸上作業指揮者及び

船内作業員に乗船開始の合図をする。

（乗船作業）

第８条　神戸空港においては

（1）船内作業指揮者(船長)は、船内作業員と陸上作業指揮者及び客船ターミナルに乗船開始を指示。

（2）客船ターミナル内に乗船開始の放送を流す。

（3）陸上作業指揮者は客船ターミナルと乗船客用バス内の乗船客をポンツーン連絡橋へ案内誘導する。

（4）船内作業員は、連絡橋を渡ってきた乗船客を乗船口へ案内誘導する。

（5）船内作業指揮者は、船内にて乗船客を客席に案内誘導する。

２　関西空港においては

（1）船内作業指揮者(船長)は、船内作業員と陸上作業指揮者及び陸上作業員に乗船開始を指示。

（2）陸上作業指揮者は乗船客用バス内の乗船客をポンツーン連絡橋へ案内誘導する。

（3）陸上作業員は連絡橋を渡ってきた乗客を乗船用スロープへ案内誘導。

（4）船内作業員は、スロープを降りてきた乗船客を乗船口へ案内誘導する。

（5）船内作業指揮者は、船内にて乗船客を客席に案内誘導する。

３　船内作業指揮者(船長)は、乗船旅客数（無料幼児を含む。）を把握し、旅客定員を超えていないことを確認して、それぞれ運航管理補助者及び港店に乗船旅客数を報告する。

（離岸作業）

第９条　船内作業指揮者(船長)は、旅客の乗船完了を確認した後、各作業員を指揮してランプドアーを閉鎖する。

２　陸上作業指揮者は、乗船作業完了後、適切な時期に出港を放送させるとともに見送人等が離岸作業により危害を受けないよう退避させ、岸壁上の状況が離岸に支障のないことを確認して、その旨を船内作業指揮者に連絡し、綱取係員を所定の位置に配置する。

３　船長は船内作業員及び陸上作業指揮者に係留索の解放を指示して、迅速、確実に離桟する。

（船内巡視作業）

第 10 条　船内巡視は、別紙船内巡視要領に定める要領により実施する。

２　船内巡視員は、異常の有無を船長に報告、異常のある場合は必要な処置を構ずる。

（着岸作業）

第 11 条　陸上作業指揮者は、船舶の着岸時刻５分前までに綱取りその他の作業に必要な作業員を配置する。

２　陸上作業指揮者は、綱取係員を指揮して迅速、確実に綱取作業を実施する。この場合、陸上作業指揮者は、作業員が係留索の急緊張等により危害を受けることのないよう十分注意する。

３　船内作業員は、船長の指示により迅速、確実に係留作業を実施する。

（係留中の保安）

第 12 条

船長及び運航管理者又は運航管理補助者は、係留中、旅客の安全に支障のないよう係留方法、ランプドアーの保安に十分留意する。

（下船準備作業）

第 13 条　船内作業指揮者(船長)は、船体が完全に着岸したことを確認したときは、その旨、陸上作業員及び船内作業員に合図する。

２　船内作業員は、陸上作業員と協力してランプドアーを開き、架設完了を確認した後、旅客を誘導して下船させる。

３　身体障害者の下船作業（車椅子固定装置の解除、バリアフリー席からの誘導等）は、船内作業員と陸上作業員が協力して行う。

（下船作業）

第 14 条　神戸空港においては

（1）船内作業指揮者(船長)は、下船する乗客を船内にて下船口へ案内誘導する。

（2）船内作業員は、下船した乗客を連絡橋に誘導する。

（3）陸上作業指揮者は、連絡橋を渡ってきた乗客を旅客ターミナル及び空港ターミナルへ向かう下船客用バスに案内誘導する。

（4）船内及びポンツーン上に下船乗客がいないことを船内作業指揮者及び陸上作業指揮者が確認後、下船客用バスを発車させる。

２　関西空港においては
（1）船内作業指揮者(船長)は、下船する乗客を船内にて下船口へ案内誘導する。
（2）陸上作業員は、下船した乗客を連絡橋に誘導する。
（3)陸上作業指揮者は､連絡橋を渡ってきた乗客を空港ターミナルへ向かう下船客用バスに案内誘導する。
（4）船内及びポンツーン上に下船乗客がいないことを船内作業指揮者及び陸上作業指揮者が確認後、下船客用バスを発車させる。

３　船内作業指揮者(船長)は、旅客の下船が完了したときは、その旨及び異常の有無を、それぞれ運航管理者又は港店に報告する。
（身体障害者の介助作業）
１．身体障害者の乗下船作業については、身体障害者介助マニュアルを参照する。

第５章　旅客の遵守事項等の周知

（乗船待ち旅客に対する遵守事項等の周知）
第 15 条
運航管理者又は、運航管理補助者は、乗船待ちの旅客に対して次の事項を掲示等により周知しなければならない。周知事項の掲示場所は、旅客待合所又は発着場所とする。
（1）旅客は、乗下船時及び船内においては、係員の指示に従うこと。
（2）船内においては、乗船中の者に危害を加えるような行為又は迷惑をかける行為をしないこと。
（3）その他、旅客の安全に関して旅客に周知すべき事項。
（乗船旅客に対する遵守事項等の周知）
第 16 条　船長は、旅客が乗船している間適宜の時間に次の事項を掲示等により周知しなければならない。
（1）旅客の禁止行為が掲示されている場所等その他の主要事項
（2）高速航行中におけるシートベルトの着用
（3）救命胴衣の格納場所及び着用方法
２船長は、船内の旅客が見やすい場所に次の事項を掲示しなければならない。
（1）旅客の禁止事項
（2）救命胴衣の格納場所及び着用方法
（3）非常の際の避難要領（非常信号、避難経路等）
（4）病気、盗難等が発生した場合の乗組員への通報
（5）下船及び非常の際には、係員の指示に従うこと。
第17条　船長は、救命胴衣の着用に関し、旅客に対し以下の措置を講じなければならない。
（1）12歳未満の児童には、船室内にいる場合を除き、常時、救命胴衣を着用させること。
（2）気象、海象の悪化等、利用者の安全確保のために必要と判断される場合は、救命胴衣を着用させること。